**補聴器装用による語音明瞭度検査の流れ**

1. 補聴器の高度・重度、片耳・両耳等の比較の必要がない

（※装用耳の聴力検査の数値が90dB未満で重度難聴用を希望する場合は比較が必要）

1. 聴力検査の数値が小さい側に補聴器を申請する
2. 「口元見ず」の「語音弁別力検査」及び「語音了解度検査」を行う（①’、②’で済んでいれば不要）

※「見ず」で難しい場合は「見て」で行う

補聴器の装用耳と種類を決定する

①’「口元見ず」の「語音弁別力検査」（及び「語音了解度検査」）で左右を比較し、装用効果が高い側の耳を決定する

※「見ず」で難しい場合は「見て」で行う

②’「口元見ず」の「語音弁別力検査」（及び「語音了解度検査」）で高度・重度を比較し、種類を決定する

※「見ず」で難しい場合は「見て」で行う

【凡例】

はい　　　　　➡

いいえ・不明　⇨

注）

・補聴器の装用耳と種類の選定にあたっては、本検査のほか、医師の所見や聴力検査の結果、本人の装用歴や聞こえ方等を踏まえて総合的に判断してください。

・本人の装用歴や聞こえ方等、意見書の項目にない特記事項がありましたら、余白に記載してください。

・①’、②’については、「語音弁別力検査」でどちらが適切か判断できる場合には、「語音了解度検査」は省略してもかまいません。

・決定機種については、「語音弁別力検査」と「語音了解度検査」の両方を行うことが望ましいです。